

やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱

〔半導体・蓄電池関連分野〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち産業イノベーション促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、やまぐち未来維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、半導体・蓄電池関連分野において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が行う研究開発等に係る経費の一部を補助することにより、県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助限度額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる各分野において、県内での事業化に結びつく先導的、先進的な研究開発等とする。

2 補助限度額及び補助率は別表2、補助対象経費は別表3のとおりとする。

3 補助金の額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に通知する。

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の規定により補助事業の内容又は経費の配分に係る変更の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

3 規則第8条第2項の規定により知事へ提出する書類は、別記第4号様式によらなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 別記第1号様式の補助事業計画書又は別記第2号様式の補助事業計画書(変更後)中、経費内訳における補助事業に要する経費の配分のうち、各費目区分の相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更

(2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更その他補助事業の細部の変更

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日(規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならない。

(補助金の支払等)

第9条 知事は、規則第12条の規定による通知に基づき補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとするときの精算払(概算払)請求書は、別記第6号様式によらなければならない。

(財産の処分及び管理)

第10条 規則第18条第1項の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第7号様式によらなければならない。

2 知事は、規則第18条第1項の承認をした場合において、当該承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に入収があったときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

5 前項の取得財産等管理台帳は、別記第8号様式によらなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告する場合の報告書は、別記第9号様式によらなければならない。

3 知事は、第1項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

第12条 補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、知事に事業化活動状況報告書を提出しなければならない。

3 前項の事業化活動状況報告書は、別記第10号様式によらなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第13条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第3項の事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

分野	取組領域	製品等の開発
半 導 体 関 連	半導体製造装置の製造に関する こと	次世代半導体の製造やパッケージ技術の 実現に必要なパターンニング、成 膜、エッチング、ハイブリッドボンディ ング等の装置技術の開発
		クリーン・グリーン製造を実現する装置 技術の開発
	半導体部素材・原料の製造に関 すること	部素材・原料供給体制の高度化
		2nm 世代ロジック半導体などの製造で必 要となる次世代材料（High-NA EUV 向 けレジスト等）の実用化に向けた技術開 発
		先端パッケージングに必要な次世代材料 （基板、封止材、放熱材等）の実用化に 向けた技術開発
	半導体に関するものづくり技術 の高度化に関すること	PFAS 規制への対応 クリーン・グリーン製造を実現する材料 技術の開発
半導体に関するものづくり技術を活かし た関連機器・技術の開発		
蓄 電 池 関 連	蓄電池部素材・原料の製造に関す ること	全固体電池等の高容量化蓄電池や省資源 材料技術の開発
		高水準な蓄電池のリサイクル技術の開発
	蓄電池に関するものづくり技術 の高度化に関すること	蓄電池に関するものづくり技術を活かし た関連機器・技術の開発

別表2（第3条関係）

事業区分	補助限度額 (年度)	補助限度額 (事業期間合計)	補助率
特別枠	100,000千円	200,000千円	2/3以内
通常枠	30,000千円	90,000千円	

別表3（第3条関係）

費目	費目内訳	補助対象経費
人件費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費(賃金)	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費
共同研究費	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費
委託費	委託料	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
事業費	謝金	研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	旅費	1 専門家からの技術指導を受ける際の専門家旅費 2 研究開発における研究者等の旅費
	役務費	研究に必要な機械装置の保守等に要する経費
	原材料費	1 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 2 実験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費（試薬品、油、試験管、工作機械に使用される磨耗する刃物等）
	使用料及び賃借料	研究開発を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
その他	その他	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、山口県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

2 申請の区分

(1) 対象分野

〔半導体関連分野〕

〔蓄電池関連分野〕

(2) 事業区分 〔特別枠 通常枠〕

3 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(別紙1 補助事業計画書 総括表 参照)

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4 事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

(別紙1 補助事業計画書のとおり)

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支計画書（別紙2）
- (3) 県内での工場などの生産拠点の整備計画書（別紙3）

※ 県外企業が代表申請者となる場合は作成すること。

(別紙1)

補助事業計画書 総括表

事業の名称					
補助事業者					
概要					
申請区分	対象分野〔半導体関連分野〕 〔蓄電池関連分野〕 事業区分〔特別枠 通常枠〕				
研究開発体制					
事業期間					
補助申請額	(単位：千円)				
	区 分	年度	年度	年度	合計
	事業区分 ※ 特別枠 通常枠の別を記入すること。				
	補助事業に要する経費				
	補助対象経費				
	補助金申請額				
研究開発の内容・目標					
技術の新規性・優位性					
事業化の見通し					
地域経済への波及効果					
その他特記事項					

補助事業計画書

1 現状・課題

現 状

課 題

2 事業の内容

これまでの 研究開発の状況

事業の内容 (研究開発・実証試験)																																																				
<p>全体事業内容</p> <p>【全体工程表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 150px;">年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業内容】</p> <p>【目標・期待される効果】</p>	年度	年度	年度	年度	項目																																															
年度	年度	年度	年度																																																	
項目																																																				
<p>年度別事業内容</p> <p>◎ 年度</p> <p>【工程表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 150px;">月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業内容】</p> <p>【目標・期待される効果】</p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	項目																																						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																								
項目																																																				

研究開発の
先導性・先進性

研究開発体制等

【体制図】

【構成メンバーの概要】

名 称	
事業概要	
主な役割	

【その他体制面での特徴等】

経 費 内 訳

【全体計画】

今年度の詳細は、別紙2（事業収支計画書）のとおり。

(単位：千円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額
年度			
年度			
年度			
合計			

■収入内訳

(単位：千円)

区 分	補助事業に 要する経費	資 金 内 訳		
		県補助金	自己資金	その他 (借入金等)
年度				
年度				
年度				
合 計				

3 事業化の見通し

(1) 事業化する市場の動向分析

--

(2) 研究開発成果の事業化

【事業化のイメージ及び実現性】

製 品	
-----	--

【事業化までの工程】

計画内容	年度	年度	年度

【事業化の効果】

区 分	年度	年度	年度	合計
売 上				
設 備 投 資				
雇 用				

【県内経済への波及効果】

(3) その他特記事項

--

(別紙2)

事業収支計画書

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補 助 対 象 経 費		
(3) 補 助 金 申 請 額		

2 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	費目内訳	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 申 請 額	
年度							
	小 計						
	小 計						
	年 度 計						
年度							
	小 計						
	小 計						
	年 度 計						
年度							
	小 計						
	小 計						
	年 度 計						
合 計							

(別紙) 共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	費目内訳	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
		小計					
		小計					
		小計					
		小計					
合計							

※ 共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様です。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け 指令 第 号により交付決定のあった補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別紙のとおり）

3 変更後の事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙 補助事業計画書 総括表（変更後） 参照）

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4 変更後の事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

（別紙 補助事業計画書（変更後）のとおり）

5 添付書類

当初交付申請時の添付書類に準ずる

別紙

1 補助事業の内容（変更部分）

変 更 前	変 更 後

2 補助対象経費の配分

（単位：円）

経費区分	事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
合 計						

3 補助事業計画書（変更後）

別紙のとおり

※ 補助事業計画書 総括表（変更後）及び補助事業計画書（変更後）の様式は、当初の補助事業計画書に準じて作成することとし、表題に（変更後）を追加すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金
補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった補助事業について、下記のとおり事業を（中止・廃止）したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

中止： 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止： 年 月 日

3 補助事業計画書（変更後）

別紙のとおり

※ 事業を中止する場合は作成すること。補助事業計画書 総括表（変更後）及び補助事業計画書（変更後）の様式は、当初の補助事業計画書に準じて作成することとし、表題に（変更後）を追加すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金
補助事業遅延等報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった補助事業について、下記のとおり事業に遅延等が生じたので、山口県補助金等交付規則第8条第2項の規定により提出します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等の発生までに事業に要した経費
- 4 遅延等に対して講じる措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった補助事業について、下記のとおり事業を完了（廃止）したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日
年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 事業実績報告書
(別紙のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業の内容を明らかにする書類
 - (2) 補助事業に係る収支状況を明らかにする書類

事業実績報告書

1 補助事業の名称

--

2 申請の区分

(1) 対象分野 [半導体関連分野、蓄電池関連分野]
(2) 事業区分 [特別枠 通常枠]

3 補助事業者

--

4 補助事業の成果（総括）

--

5 補助事業の内容及び実績

<p>【事業化の効果（採択年度以降、見込みを含む。）】 (単位：件数、千円、人)</p>				
区 分	年度	年度	年度	合計
事業化件数				
売 上				
┆うち県内				
設 備 投 資				
┆うち県内				
雇 用				
┆うち県内				
<p>※ 売上には有償サンプル等も含む。 ※ 「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。</p>				

※補助事業計画書の内容に添って、補助事業の実績を記載すること。

6 補助事業に係る収支状況

(1) 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補 助 対 象 経 費		
(3) 補 助 金 申 請 額		

(2) 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	費目内訳	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 申 請 額
年度						/
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						/
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						/
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
合 計						

(別紙) 共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	費目内訳	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
合計							

※ 共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様です。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金
精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定（ 年 月
日付け指令 第 号により交付決定）のあった補助事業について、やまぐち産業イ
ノベーション促進補助金交付要綱〔半導体・蓄電池関連分野〕第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり補助金を請求します。

なお、交付決定通知書の内容及び条件は、すべてこれを了承します。

記

精算払（概算払）請求金額 金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額（円）
交 付 決 定 額	
補 助 金 の 確 定 額	
補 助 金 受 領 済 額	
今 回 の 請 求 額	
残 額	

（振込口座）

金 融 機 関 名	銀行 支店
預 金 口 座 種 別	当座 普通
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カタカナで記入)	

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった補助事業について、取得財産等を下記のとおり処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産等の品目及び取得年月日

- 2 取得価格又は時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由

取得財産等管理台帳

区分	財産名 (取得年月日)	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加した額が規則第18条第1項第2号に定める額の財産とする。
- 2 区分は、(イ) 原材料 (ロ) 構築物 (ハ) 機械装置・工具器具 (ニ) 無体財産権 (知的財産権等) (ホ) その他とすること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱〔半導体・蓄電池関連分野〕第11条
第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） 円
- 2 補助金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額（3から2を引いた額）

（注）積算の内訳を添付すること。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

やまぐち産業イノベーション促進補助金に係る事業化活動状況報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった補助事業に
関し、 年度の事業化活動状況について、やまぐち産業イノベーション促進補助金
交付要綱〔半導体・蓄電池関連分野〕第12条第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出
します。

(別紙) 事業化活動状況報告書

1 県内での事業化に向けた活動状況等

【活動状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容
【今後の活動方針】	
【県内での事業化の目途】	

2 知的財産権の出願等の状況

出願番号	出願日	出願人	出願内容

3 事業化の状況

(単位：百万円、人)

事業化内容 (主たる製品)						
年 度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
事業化件数						
売上						
うち県内						
設備投資						
うち県内						
雇用						
うち県内						

※売上には有償サンプル等も含む。

※「うち県内」欄には県内企業の売上、設備投資、雇用を記載する。